

吹田市発達支援保育実施要領

(目的)

第1条 この要領は、心身の障害等によりその発達を支援する必要がある幼児（以下「障害児等」という。）に対し、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における発達支援保育（集団生活への適応を図るとともに、日常生活における基本的な動作、知識技能等を習得させるための保育をいう。以下同じ。）を実施することにより、当該障害児等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 発達支援保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する障害児等であって、日々保育所等に通所することができるものとする。

- (1) 当該年度の初日において満3歳以上である小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）
- (2) 集団での日々の生活を送ることができる健康状態であること。
- (3) 医療機関、医療型児童発達支援施設等における日々の訓練が必要でないこと。
- (4) 児童発達支援施設等における日々の専門的な療育が必要でないこと。
- (5) 医療的ケア等の特別な配慮を必要としないこと。

(発達支援保育の実施)

第3条 市長は、吹田市立保育所において発達支援保育を実施する。

- 2 市長は、吹田市立保育所以外の保育所等において発達支援保育を実施する者に対し、支援を行うものとする。

(定員)

第4条 吹田市立保育所における発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において市長が定める。

- 2 前条第2項の規定による支援を受けて実施する発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において、当該発達支援保育を実施する者が定める。この場合において、当該発達支援保育を実施する者は、市長と協議しなければならない。

(利用)

第5条 市長は、発達支援保育の利用については、法第20条第1項の規定による認定の申請により面接を行い、次条に規定する会議における協議を経て、決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による発達支援保育の利用の決定に必要な書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 発達支援保育の利用調整（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により行う調整をいう。）は、吹田市保育所等利用調整基準（平成18

年10月31日制定)第2条第1号及び第2号に掲げる基準、別表に定める基準により算定した点数、第1項の面接等により把握した申請に係る障害児等の状況及びその家庭環境並びに同項の会議における協議の結果を総合的に勘案して行うものとする。

4 発達支援保育の利用期間は、原則として、年度の初日からその年度の末日までとする。

(発達支援保育検討会議)

第6条 発達支援保育を円滑に推進するため、発達支援保育検討会議を置く。

2 発達支援保育検討会議は、障害児等の発達支援保育の利用の適否及び保育条件その他の発達支援保育に関する事項について協議する。

3 発達支援保育検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保育幼稚園室参事(総務担当)、地域支援センター所長、杉の子学園長、わかたけ園長、保育幼稚園室参事(保育担当)及び保育幼稚園室参事(総務担当)が指名する職員

(2) 保育園長代表、保育者代表、理学療法士又は作業療法士、発達指導員及び保健師

4 発達支援保育検討会議は、必要に応じ、次に掲げる者に発達支援保育検討会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 心身障害等に関する専門的な知識を有する小児科、内科、精神科、整形外科医師等の専門の医師で、一般社団法人吹田市医師会から推薦されたもの

(2) 発達支援保育を実施する保育所等の関係者

(3) その他発達支援保育に関する専門的な知識を有する者

5 発達支援保育検討会議は、保育幼稚園室参事(総務担当)が主宰する。

6 保育幼稚園室参事(総務担当)に事故があるときは、第3項第1号に掲げる者のうち保育幼稚園室参事(総務担当)があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 発達支援保育検討会議は、当該年度に1回開催する。

8 発達支援保育検討会議の庶務は、児童部保育幼稚園室において処理する。

(体験保育)

第7条 市長は、心身の状況を把握する必要があると認める障害児等について、体験保育を保育所等で実施する。

(職員の配置)

第8条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため、発達支援保育を利用する児童の障害等の状態、発達の程度、必要な支援の内容等を勘案し、吹田市立保育所に必要な数の保育士その他の職員を配置するものとする。

2 第3条第2項の規定による支援は、適切な発達支援保育を実施するために必要な職員を配置することができるように行うものとする。

(巡回相談)

第9条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため必要があると認めるときは、職員をして、保育所等を訪問させ、当該保育所等において発達支援保育を利用する児童の保護者及び当該保育所等の職員からの相談に応じさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第10条 市長は、発達支援保育を円滑に推進するため、関係機関及び保護者との連携を密にし、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、発達支援保育の実施に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、法の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 世帯の状況 | 点数 |
|----------------------------|----|
| 生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯 | 1 |
| ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯 | 4 |
| 父母がともに重度の心身障害者である場合 | 3 |
| 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用ができると見込める場合 | 2 |